

佐賀県規則第18号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1から様式第1号その6までの規定中「、運転免許証、健康保険証等」を「、運転免許証等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。